

「特許法等の一部を改正する法律案【特許法】」の概要

1. 背景

グローバル化が進む中、「日本再興戦略」改訂2014に基づき、「世界最高の知財立国」の実現を図るべく、我が国のイノベーションの促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しを図ることが必要。

2. 法案の概要

発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うとともに、知的財産権に関する国際的な制度調和等の実現に向けた特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行う。

3. 措置事項の概要

イノベーションの促進

国際的な制度調和

①職務発明の活性化

- ◆ 企業が組織として行う研究開発活動は我が国のイノベーションのエンジン。
- ◆ 従業員の発明のインセンティブを明確化することにより、発明を奨励することが重要。併せて、企業が特許を円滑かつ確実に取得することで知財戦略を迅速・的確に行い、企業競争力強化を図る。

②特許料等の改定

- ◆ 前回改正から5年以上が経過し、料金の見直しを検討。
- ◆ 利用者の負担を軽減し特許権・商標権の活用を促進するため、料金引下げを検討。
- ◆ 国際出願の件数拡大を踏まえ、料金の適正化を検討。

③特許法条約、シンガポール条約(商標)への加入
各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展。国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。

- 職務発明に関する特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とする
- 発明者に対して現行法と実質的に同等のインセンティブ付与を法定
- 法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続のガイドライン策定を法定化

【特許法第35条】

- 特許料を10%程度引き下げ
- 商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ
- 国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正

【特許法第107条第1項、商標法第40条第1項、国際出願法第18条第2項等】

条約を担保するため、以下の特許・商標の手続の利便性を向上させる規定を導入

- 外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定等の導入
- 書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度を導入等

【特許法第5条、第36条の2、商標法第9条等】

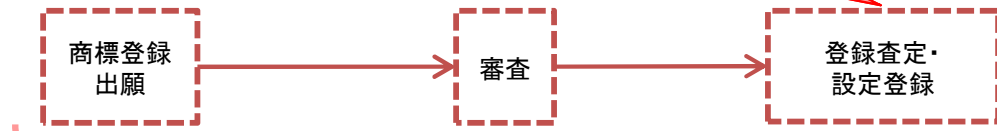
特許法の一部改正

商標法の一部改正

①職務発明制度の見直し

②特許料の引き下げ

②登録料の引き下げ



③国内手続規定の条約対応

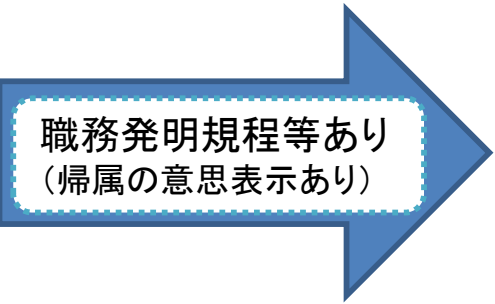
③国内手続規定の条約対応

職務発明制度の見直し案について

【条文要綱案】

- ① 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。
- ② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。
- ③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるものとする。

大企業(99%)
一部の中小企業(20%)

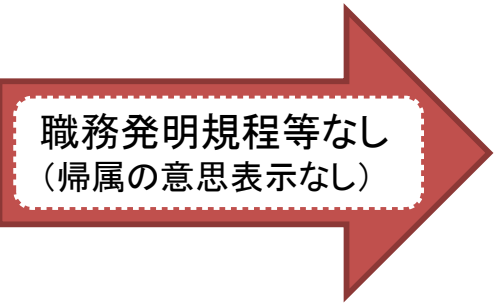


①特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から使用者等に帰属

②従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する

③ガイドライン(指針)に従って、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定

大半の中小企業(80%)
大学等



特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から従業者等に帰属